

# 上永谷戸塚線の都市計画変更に向けた説明会 議事要旨

上永谷戸塚線の一部区間の変更（廃止）等について、都市計画変更に向けた説明会を開催しましたので、お知らせします。

## 1 開催状況

日 時	会 場	来場者数
平成23年 7月 5日（火） 午後7時～午後7時50分	舞岡地区センター 会議室 （戸塚区）	22名

## 2 主催者

横浜市 道路局 計画調整部 企画課

## 3 議事要旨のとりまとめ

- ・ 説明会での質疑の主なものを抽出し、わかりやすい表現でまとめました。
- ・ テーマ毎に分類しました。
- ・ 質疑応答を行う前の主催者側の説明は省略しました。

## 4 議事要旨

### ◇ 上永谷戸塚線の廃止に関するもの

Q 緑を分断するという理由で上永谷戸塚線の一部を廃止するのであれば、周辺の生活道路が狭いので、廃止しないで、地下で整備して欲しい。

A 「都市計画道路網の見直しの素案」で個別の路線・区間について必要性を検証した結果、今回の廃止区間は、周辺に代替となるルート（桂町戸塚遠藤線、下永谷大船線、舞岡上郷線、横浜藤沢線など）があるために廃止することとしました。さらにまとまりある貴重な緑地なども配慮して廃止することとしました。

Q 財政状況が厳しいから廃止するという理由にするべきではないか。

A 財政状況は厳しいですが、「都市計画道路網の見直しの素案」で個別の路線・区間について必要性を検証した結果、必要性がある路線は、「存続」として、今後整備していきます。当該区間は、周辺に代替となるルート（桂町戸塚遠藤線、下永谷大船線、舞岡上郷線、横浜藤沢線など）があるために廃止することとしました。

Q 現在の位置に上永谷戸塚線が計画された経緯を教えてください。

A 本市郊外部の市街化を踏まえ、自動車交通の円滑化を図るため昭和32年に現在の終点から下永谷大船線を都市計画決定し、昭和44年に現在とほぼ同じ位置に都市計画決定されました。

## ◇ 都市計画に関するもの

Q 廃止区間の区域内の土地は、廃止後はどの様になりますか。

A 今後は、神奈川県の手続きとなり、公聴会や縦覧等の都市計画手続きを進め、最終的には都市計画審議会に諮り、了承されますと、変更の告示となります。告示で都市計画線が廃止され、道路が整備する計画自体がなくなります。

また、都市計画道路内の区域内に建築物を建築するときは、都市計画法第53条の許可\*を受ける必要がありますが、廃止の告示後、都市計画道路の区域から除外された土地は、この許可\*を受ける必要はなくなります。

### ※ 許可基準

当該建築が都市計画施設（道路、公園、河川等）に関する都市計画に適合し、又は当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、若しくは除去することができるものであると市長が認めるとき。

- (1) 事業認可等の告示（都市計画法第62条第1項）がされていない都市計画施設の区域内において行われるものであること。
- (2) 階数が3以下、高さが12m以下、かつ、地階を有しないこと。ただし、市長が円滑な都市計画事業を施行する上で支障を及ぼすおそれがあると認めて指定した区域においては、階数を2以下とする。
- (3) 主要構造部（建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

参考URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/kikaku/cityplan/sidou/seigen.html>

## ◇ その他の都市計画道路の整備時期に関するもの

Q 舞岡駅周辺の舞岡上郷線及び環状2号線までの下永谷大船線の整備時期を教えてください。

A 平成20年5月に「都市計画道路網の見直しの素案」の公表とあわせて、優先的に事業着手する路線を優先整備路線（国が事業実施予定の国道は除く）として明らかにし、概ねの着手時期を「第1期（～平成27年度頃）」、「第2期（平成28年度～平成37年度頃）」、「未定」として示しました。当該路線は、優先的に事業着手する路線として、着手時期を「第2期」に位置付けております。

Q 舞岡上郷線で起点から桜堂交差点まで整備していない経緯を知りたい。

A 桜堂交差点までしか整備を行わなかった経緯は、現在わかりません。

しかし、一般的には、交通処理を考慮すると、既存道路から既存道路を結ぶように道路整備を行います。このことから、既存道路のある交差点（桜堂）までを整備したと考えられます。

## ◇ ご意見

- 緑を守るという点から、廃止には賛成。
- 生活道路の整備も推進して欲しい。